役 員 規 程

第１章　総則

第１条（目的）

１．この規程は、　　　　　　株式会社（以下「会社」という）の役員の選任、就任、退任、服務、定年および報酬、賞与その他役員に関する基本的事項について定めたものである。

２．ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、取締役会の決定に従うものとする。

第２条（役員の定義）

　役員とは、株主総会で選任された取締役および監査役をいう。

第３条（適用範囲）

　この規程は原則として、会社に勤務する常勤役員に適用する。

第４条（役員の種別）

　役員は以下の各号の定めるとおりとする。

　　①社長

　　②専務

　　③常務

　　④取締役

　　⑤監査役

第２章　選任・就任

第５条（役員の選任）

１．役員の選任は取締役会の推薦を受け、株主総会の決議によるものとする。

２．役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書を提出しなければならない。

第６条（社員が役員に就任する場合）

１．社員が役員に就任する場合は社員の資格（身分）を失い、退職するものとする。

２．社員が役員に就任する場合は社員退職金規程に基づき、退職金の精算を行う。ただし、使用人兼務

　役員の場合はこの限りではない。

第７条（社長等の選任）

　取締役会は、その決議に基づいて、取締役の中から代表取締役を選任しなければならない。なお、必要がある場合は専務・常務等の業務担当取締役を選任することができる。

第３章　退任

第８条（役員の退任）

　役員の退任は任期満了、辞任、解任、資格喪失または定年による。

第９条（任期満了）

　役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令・定款に別の定めのあるときはこの限りではない。

第10条（辞任）

１．役員が辞任する場合は、原則として２ヶ月前までに社長に届け出るものとする。

２．役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後も在任中の業務について責任を負わなければならない。

第11条（解任）

　役員の解任は取締役会の承認を得て、株主総会の決議によって、これを行う。

第12条（資格喪失）

　役員に商法第254条の２に定める欠格事由が生じた場合には、役員の資格を失うものとする。

第４章　服務

第13条（心得）

　役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

　　①コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること

　　②定款・職務権限規程等に従って所管業務を遂行すること

　　③会社の方針および社長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること

　　④所轄部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること

　　⑤部下に対しては公平無私を旨とし、賞罰を明らかにすること

　　⑥自己個人よりも会社の業務を常に優先して考え、かつ行動すること

第14条（禁止事項）

　役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

　　①会社の承認を得ないで、他の会社の役員または使用人になること

　　②会社の承認を得ないで、事業経営または内職をすること

　　③職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること

　　④会社の機密を漏らし、または会社の不名誉・不利益となる行為をすること

第15条（就業時間）

　役員の就業時間・休日等に関しては、原則として社員と同一とする。ただし、24時間勤務の精神を持って業務を遂行しなければならない。

第16条（欠勤・遅刻・早退等の連絡業務）

　役員が欠勤・遅刻・早退等をする場合には、事前に総務部を経由して社長に連絡し、業務に支障のないよう努めるものとする。

第５章　定年

第17条（役員の定年）

１．役員の定年は以下の各号に定めるとおりとする。

　　　①社長　　　　67歳

　　　②他の取締役　62歳

　　　③常勤監査役　65歳

２．前項の定年は定年年齢に達した後、最初に到来する任期満了の日とする。

第６章　役員報酬等

第18条（役員報酬）

１．役員報酬の総額は株主総会の決議によって定め、各個人への配分は社長が行う。

２．役員報酬は年額をもって決定する。

３．会社の業績が著しく低下し、もしくは第14条に抵触したときは取締役会の決議により減額することがある。

第19条（社員が役員に選任された場合の報酬等の取扱い）

　社員が役員に選任された場合の報酬等については、以下の各号に定めるとおりとする。

1. 選任された日までは社員給与（日割計算）
2. 社員当時を対象とする賞与は社員賞与
3. 役員報酬は年額をもって定め、その12分の１を毎月支給する

第20条（役員賞与）

　会社の業績に基づき、役員賞与を支給することがある。この場合に役員賞与の総額は株主総会の決議によって定め、各個人への配分は社長が行う。

第21条（役員退職慰労金）

　役員退職慰労金については役員退職慰労金規程を別に定める。

付　　則

この規程は　　　　年　　月　　日より施行します。